

粗大ごみ等受付システム賃貸借に係るプロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

粗大ごみ等受付システム賃貸借

(2) 業務内容

詳細は別紙「粗大ごみ等受付システム賃貸借仕様書」とおりとする。

(3) 業務期間

構築期間: 契約日から令和7年9月30日まで

運用期間: 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

2 予算

14, 190, 000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は、導入設定費及び稼働後の運用に係る諸経費全てを含むものとする。

※消費税及び地方消費税の変更が生じた場合は、同消費税相当額の範囲において変更契約を行う。

3 参加資格要件

本プロポーザルの参加者は次に掲げる資格要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること
- (2) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を志木市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (3) 志木市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成18年11月1日)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始がなされていない者であること。
- (7) 志木市の入札参加資格を有していない場合は、公表日現在、国及び他の地方共同体において、指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 本社がある所在地の都道府県及び市区町村において税金の滞納がないこと。
- (9) 国税において滞納がないこと。

4 参加申込み方法等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び志木市契約規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類(共通)

ア 参加申込書兼誓約書(様式1)

イ 会社概要(任意様式又はパンフレット)

ウ 実績調書（任意様式）

エ 業務実施体制（任意様式）

(2) 提出書類(令和5・6年度において、志木市の入札参加に係る資格者名簿に登録のない場合)

ア 登記事項証明書又は履歴事項全部証明書

イ 本社がある所在地の都道府県及び市区町村が発行する滞納がないことの証明書

ウ 税務署が発行する納税証明書（その3）

エ 決算報告書その他営業状況が確認できる書類

(3) 提出期限

令和6年11月11日(月)午後5時まで(必着)

※受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時まで。

(4) 提出部数

提出書類は各1部とする。

(5) 提出方法

直接持参又は郵送。

(6) 提出場所

志木市 市民生活部 環境推進課

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

5 提案書の内容及び作成方法

本プロポーザルの参加希望者は、次のとおり提案書等を提出すること。

(1) 企画提案書(任意様式)

様式、縦横の向き、ページ数は自由であるが、A4サイズとすること。またA3の折込は可とする。

(2) 見積書及び内訳書(任意様式)

ア 正本のみ代表者印を押印すること。

イ 見積書は税抜き価格とし、合計金額及び、積算内容が分かるように内訳を記載すること。

6 提案書の提出方法等

(1) 提出期限

令和6年12月6日(金)午後5時まで(必着)

※受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時まで。

(2) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本6部とする。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送。

(4) 提出場所

志木市 市民生活部 環境推進課

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

7 審査方法等

企画提案書等に基づきプレゼンテーションを実施し、ヒアリングを行います。

(1) 開催予定日

令和6年12月13日(金)

(2) 開催予定場所

志木市役所 本庁舎

(3) 実施要領

ア 事業者の出席者は3人までとする。

イ プレゼンテーションの順番、時刻等については、別途通知する。

ウ プレゼンテーションの時間は1者あたり45分程度(説明30分、ヒアリング15分)とする。

(4) 機材について

スクリーンは本市で用意するが、プロジェクター、パソコンその他必要な物品は参加事業者が用意すること。

(5) 評価方法

企画提案内容(プレゼンテーション・ヒアリング内容含む)及び見積金額等について、あらかじめ定めた評価項目及び評価点等の評価基準に基づき、選定委員会が総合的に評価を行う。

ア 各評価者の評価点の合計点が最も高い者を最優秀提案者とする。

イ 評価得点の合計6割以上の得点を最低基準点とし、最低基準点以上の者がいない場合は、最優秀提案者は該当者無しとする。

ウ 企画提案書の提出者が1者の場合でも、評価を行うものとする。

(6) 受託候補者の決定

選定委員会の評価結果に基づき、受託候補者の決定を行う。

8 審査結果等

審査結果は、決定通知書により参加者全員に通知するとともに、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により下記の範囲で公表します。なお、審査内容の詳細は非公開とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議申立ては一切受け付けないものとする。

【公表範囲】

選定された事業者名及び参加全事業者の総得点

※選定事業者以外の事業者名の公表は行わないものとする。

9 全体スケジュール等(変更になる場合があります。)

内容	日程・期日等
実施要領等の公開	令和6年10月22日(火)
質問書の提出期限	令和6年10月29日(火)午後5時まで
質問書への回答	令和6年11月6日(水)まで
参加申込書等の提出期限	令和6年11月11日(月)午後5時まで
参加資格審査結果通知日	令和6年11月15日(金)

企画提案書等の提出期限	令和6年12月6日(金)午後5時まで
プレゼンテーション実施日	令和6年12月13日(金)
審査結果の通知日	令和6年12月中
契約の締結日	令和7年1月中

10 質疑・回答

(1) 質疑方法

提案書作成にあたり、質問がある場合は、別紙「質問書兼回答書」(様式2)を作成し、電子メールにて提出すること。

(2) 受付期限

令和6年10月29日(火)午後5時まで(必着)

(3) 回答について

回答は、参加者全員に対し、「質問書兼回答書」(様式2)により順次電子メールにて回答することとする。

11 その他

提出書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費、その他本業務の参加に要する全ての経費は、提案者の負担とする。

12 問合せ先

本件に関する問合せ先及び書類等の提出先は、以下のとおりとする。

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

志木市役所 市民生活部 環境推進課 環境推進グループ

TEL:048-473-1492

e-mail:kankyou@city.shiki.lg.jp